

7-3. 申請③ 給付額の計算方法（中小法人等の通常申請の場合）

- **対象月（2021年1月、2月又は3月）の月間事業収入が、基準年（2019年又は2020年）同月の月間事業収入と比べて、50%以上減少している月を対象月として設定**

例：2019年2月 50万円 ⇒ 2021年2月 20万円（≦ 50万円×50% = 25万円）

- 法人事業概況説明書に記載の月別売上高や2021年の対象月の売上台帳をもとに計算。

<3月決算の場合>

2018年度	2018年				2019年		
	4月	5月	...	12月	1月	2月	3月
	60	60		60	60	50	40
2019年度	2019年				2020年		
	4月	5月	...	12月	1月	2月	3月
	50	50		50	30	30	30
2020年度	2020年				2021年		
	4月	5月	...	12月	1月	2月	3月
	30	30		30	40	20	-

【単位：万円】

S:給付額（上限60万円）	60 (T≥60)
T:計算額 (=A-B×3)	90 (150-20×3)
A:基準年の1~3月の事業収入合計	150 (60+50+40)
B:対象月の月間事業収入	20
基準年	2019年
対象月	2021年2月

<1月決算の場合>

2018年度	2018年					2019年
	2月	3月	4月	...	12月	1月
	10	10	10		10	10
2019年度	2019年					2020年
	2月	3月	4月	...	12月	1月
	50	50	50		50	50
2020年度	2020年					2021年
	2月	3月	4月	...	12月	1月
	40	20	40		40	30
2021年度	2021年					2022年
	2月	3月	4月	...	12月	1月
	20	-	-		-	-

S:給付額（上限60万円）	50 (T≤60)
T:計算額 (=A-B×3)	50 (110-20×3)
A:基準年の1~3月の事業収入	110 (50+40+20)
B:対象月の月間事業収入	20
基準年	2020年
対象月	2021年2月

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。

7-4. 申請④ 給付額の計算方法（個人事業者等の通常申請の場合）

【青色申告の場合】

- **対象月（2021年1月、2月又は3月）の月間事業収入が、基準年（2019年又は2020年）同月の月間事業収入と比べて、50%以上減少**している月を対象月として設定
例：2020年2月 40万円 ⇒ 2021年2月 20万円（ $\leq 40万円 \times 50\% = 20万円$ ）
- 給付額は、所得税青色申告決算書に記載の月別売上金額や2021年の対象月の売上台帳をもとに以下のとおり計算【単位：万円】

2019年	1月	2月	3月	...	12月
	50	50	50		50
2020年	1月	2月	3月	...	12月
	50	40	30		50
2021年	1月	2月	3月	...	12月
	40	20	-		-

S:給付額（上限30万円）	30
T:計算額（=A-B×3）	60（=120-20×3）
A:基準年の1~3月の事業収入	120（=50+40+30）
B:対象月の月間事業収入	20
基準年	2020年
対象月	2021年2月

【白色申告の場合など※確定申告書において月間事業収入が確認できない場合】

- 確定申告書に記載の基準年の**年間事業収入÷12**と比較して、**2021年の月間事業収入が50%以上減少**している月を対象月として設定
例：2020年年間事業収入 360万円÷12 = 30万円 ⇒ 2021年2月 15万円（ $\leq 30万円 \times 50\% = 15万円$ ）
- 給付額は、確定申告書や2021年の対象月の売上台帳をもとに以下のとおり計算

2019年	1月	2月	3月	...	11月	12月	合計
	20	20	20		20	20	240
2020年	1月	2月	3月	...	11月	12月	合計
	30	30	30		30	30	360
2021年	1月	2月	3月	...	11月	12月	合計
	30	15	-		-	-	-

S:給付額（上限30万円）	30
T:計算額（=A-B×3）	45（=90-15×3）
A:基準年の年間事業収入÷12×3	90（= 360 ÷12×3）
B:対象月の月間事業収入	15
基準年	2020年
対象月	2021年2月

※ 青色申告を行っている者であって、所得税青色申告決算書を提出しない者を含みます。

事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさないため、給付対象外です。